

平成25年第8回

荒川区教育委員会定例会

平成25年4月26日

於) 特別会議室

荒川区教育委員会

平成25年荒川区教育委員会第8回定例会

1 日 時 平成25年4月26日 午後1時30分

2 場 所 特別会議室

3 出席委員 委 員 長 青 山 侑
委員長職務代理者 高 野 照 夫
委 員 小 林 敦 子
委 員 坂 田 一 郎
教育長 教育部長事務取扱 高 梨 博 和

4 出席職員 教育総務課長 佐 藤 泰 祥
教育施設課長 丹 雅 敏
学 務 課 長 佐 藤 淳 哉
社会教育課長 北 村 美 紀 子
社会体育課長 泉 谷 清 文
指 導 室 長 武 井 勝 久
南千住図書館長 小 堀 明 美
書 記 駒 崎 彰 一
書 記 大 谷 実
書 記 浅 沼 佳 子
書 記 湯 田 道 徳
書 記 宮 島 弘 江

(1) 審議事項

議案第19号 荒川区社会教育委員の委嘱について

(2) 報告事項

ア アレルギー除去食対応児童に対する誤配膳について

イ 第66回都民体育大会春季大会の代表選手団結団式について

(3) その他

委員長 ただいまから、荒川区教育委員会第8回定例会を開催します。

出席委員、本日、5名出席です。

会議録の署名委員は、高野委員及び坂田委員にお願いします。

教育長、あいさつをお願いします。

教育長 冒頭申し上げなくてははいけませんけれども、4月23日に尾久第六小学校におきまして、食物アレルギーのある、具体的にはごまアレルギーのある児童に対しまして、給食を提供した際に、誤ってごま油入りの給食を提供し、児童がアレルギー症状を起こすという事故が発生いたしました。発生後の処置については、迅速かつ適切な対応が図られたと認識してございますけれども、発生の原因につきまして、まだ詳細については調査中でございますが、現段階で認識したところでは、やはり幾つかの過失が重なったということが明らかになってございます。昨年もアレルギー事故が発生して、また今回もということでアレルギー対策見直しの最中であったにもかかわらず、再びこのような事故が起こってしまったということに対しまして、ぜひ委員の皆様からアドバイスをいただければと、御意見をいただければと思っております。

そのほか、本日は社会教育委員の委嘱について、また、都民体育大会春季大会の結団式について御報告させていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

委員長 それでは、本日の議事日程に従って議事を進めます。

あらかじめ送付した開催通知では、審議事項が1件、報告事項が1件でしたが、本日は、御手元の次第のとおり、報告事項を1件追加させていただきます。

初めに、議案第19号「荒川区社会教育委員の委嘱について」を議題とします。

説明をお願いします。

社会教育課長 議案理由でございます。

社会教育委員2名、新任1名、再任1名を委嘱するものでございます。新任の委員につきましては、学校教育関係者といたしまして石塚吉之様、荒川区立第五峡田小学校の校長で、この4月から小学校校長会長になりました石塚校長にお願いするところでございます。任期につきましては、平成25年5月9日から平成26年5月8日でございます。これは前任の羽中田校長の残任期間ということで1年間とするものでございます。

続きまして、再任の委員につきましては、社会教育関係者といたしまして岡田芳子様。元荒川区立小学校長でございます。平成25年5月9日から平成27年5月8日までが任期期間でございます。

以上、お二人の委員の委嘱後の社会教育委員の構成でございますが、9名の記載のとおり委員の皆様でございます。

報告は以上でございます。よろしくお願いいたします。

委員長 質問等はございますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

委員長 よろしければ質問を終了します。

議案第19号について、意見はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

委員長 討論を終了します。

議案第19号について異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 異議ないものと認めます。

議案第19号「荒川区社会教育委員の委嘱について」は、原案のとおり決定をいたしました。

続いて、報告事項に移ります。

アレルギー除去食対応児童に対する誤配膳について、説明をお願いします。

学務課長 それでは、御説明させていただきます。

資料は2枚でございますが、1枚目の表裏のある説明資料で、2枚目は新聞記事でございます。

説明資料により御説明をさせていただきます。

まず、資料の表面でございます。今回の報告事項でございますアレルギー除去食を対応する児童に対して、除去していない食事を配膳した誤配膳でございます。

事故の概要でございますが、発生日時は4月23日、今週火曜日の昼食時でございます。発生箇所は、区立尾久第六小学校の小学校4年生の教室、事故者は小学校4年生の男子児童でございます。

概要でございますが、この児童はごまアレルギーを持つ児童でございましたが、本来提供すべきごま油を除いたジャージャー麺を提供すべきであったところを、ごま油が入ったジャージャー麺を提供したものでございます。

経緯及び原因でございますが、3点ございます。1点目でございますが、当日、担任の教諭がこれは体調不良ということで当日、急遽お休みをとったということでございまして、かわりに専門科目の教諭がお昼の給食指導に入ったものでございますが、この専門科目の教諭にきちっと除去食対応であることが、校内での連絡がされていなかったために、対応に入った教諭が気づかないまま児童が食事をしてしまったというのが1点でございます。

2点目でございますが、このクラスにつきましては、担任がお休みだったことから、各時限それぞれ空いている教諭がかわるがわるで対応をしております、午前中最後の授業、4時間目を担当した教諭が退出した後、この教諭は自分の担任のクラスの給食指導のためにクラスを時間どおり離れましたが、かわりに入った専門科目の教諭が自分の専門科目、これは片づけを要する専

門科目でございまして、授業の片づけをしてから該当クラスに向かいましたが、教室に向かうまでに数分の遅れが生じ、その間に児童が自主的に配膳を始めてしまっていたと。この結果、教諭が目で確認しないまま食事の提供が行われたというのが2点目、教諭の不在の時間があったというものでございます。

3点目でございますが、当日、ワゴン台に配膳され、この除去食、本来提供すべきジャージャー麺は、教室まで行っておりました。ただ、ワゴン台の下段、これは上下2段のワゴン台でございますが、上下の下段に入っていたためにわからずに配膳されたということでございます。本来、この除去食のジャージャー麺は、ジャージャー麺の上にラップをかけて、その上に付箋で丸年丸組丸丸君、ごま油と書かれた付箋を張って目立つようにしてありましたが、下段に入っていたためにきちんと提供されなかったというものでございます。

そのときの対応でございますが、この事故に気づいたのは給食対応の教諭が、ちょうど片づけに入るときに、ワゴン台の下段に除去食がまだ残っていたことに気づき事態が発覚したものでございます。速やかに校長に連絡の上、該当児童は校長室にすぐに連れていきまして、その際、症状を聞いたところ、かゆみがあるということと、少し気持ち悪いという教諭からの状況の問いかけに対して、そういう回答があったということで校長室に連れていき、校長、副校長と養護教諭の3名で状況を見守っていたということでございます。同時に、すぐにこれは学校が速やかだったと思いますが、保護者へすぐに連絡をとりまして、お母様の助言に基づいて当日、持ってきていた薬をすぐに服用させるとともに、あとお父様からの依頼に基づいた救急車を13分後に呼び、ほぼ20数分後に救急車に乗車し、区内の病院に搬送してございます。

児童の当日の状況でございますが、病院にて点滴治療を受けた後、容体が安定しているという医師の判断に基づいて、当日中に家の方に帰宅してございます。また、今日までの状況でございますが、特段大きな症状の変化もなく、今日も元気に登校しているということでございます。あと、翌日につきましては念のため学校をお休みしてございます。

区としての対応でございますが、この連絡を受け、すぐに教育委員会に事故の約40分後には連絡が入りまして、4月24日、この翌日でございますが、区内の全小中学校及び幼稚園の校長を集めまして臨時校長会を開催いたしました。事故の再発防止を徹底してございます。また、教育委員会としての取り組みでございますが、本日付けで「学校給食におけるアレルギー対策委員会」を設置しまして、今回の事故が起きました配膳の手順を含めて、全体の給食をつくってから実際に児童の口に入るまでの全行程を改めて見直し、リスクの抽出と、その除去に向けた取り組みをしていくこととしてございます。

あと、区内の全小中学校の学校ごとにアレルギー対策委員会を設置しまして、各学校内での手順等についても改めて見直すとともに、業者に対しても依頼をしていくものとしてございます。

4番としましては、教育委員会と各小中学校が連携して、保護者と協力をしつつ対策に取り組んでいくものでございます。また、該当校、尾久第六小学校も4月24日付で全保護者に宛てまして、今回の事故の経緯と今後の学校としての取り組みを説明してございます。

状況につきまして以上でございますが、2枚目の報道の状況でございますが、報道につきましてはこちらにありますとおり、『朝日新聞』『読売新聞』『東京新聞』と『日本経済新聞』『毎日新聞』。あと、コピーが間に合いませんでしたが『都政新報』の方に掲載されてございます。基本的には事実の記載ということでございますが、ここ数日で荒川区以外にも新宿区の方でもあるとか、いろいろ各方面で事故が起こっているようでございますが、荒川区としては事実を説明をして報道に出したものでございます。

説明については以上でございます。

委員長 ただいまの説明について質問等ございましたら、どうぞ。

高野委員 原因の一つとして連絡が上手にできなかったというのは、担任の休みや給食時の教諭への連絡不備が重なったことと、給食時の教諭の確認ができていなかったこと、配膳車の下段にあった除去食がきちんと提供されなかったこと、その三つですね。今後の事故防止においては、子供が除去食の配膳位置を自分で知って、自分のものを取るようになる必要があると思います。目立つところに除去食を置いて、アレルギーの子はそこにある除去食を取るよう教育しなければいけない。アレルギー対策委員会というのを各校につくると話がありましたが、それがどういう役割をするかということになりますね。役割対策委員会というのは、何をすればいいかということ、やはりアレルギーを持つ子供たちにどういう食べ物に対して敏感だとか自覚をさせなければならぬと。それ以外の一般の子供たちには、現実としてこういうふうなアレルギーを起こす環境にあるわけですから、そういうことを常々教えるようなことをする対策委員会とするか、あと授業でするしかないと思います。

それからもう一つ、食事をつくる人も細心に注意していると思いますが、それだけではなかなか難しいことですので、やはり子供たちに自覚をしてもらおう。小学校4年生ぐらいになればできるでしょうし。それと、それに対する対策委員会をどういうふうに運用をするか、今後の課題だと思います。今回は大事に至らなくてよかったと思うのですが。

もう一つ、今回はかゆみや吐き気が出ましたね。吐き気くらいで済むのでしたらいいのですが、アナフィラキシーショックがあった場合。特にそばが多いのですけれども、この区ではもうそばを使わないということ、前にも討議したときにやりました。極端なアナフィラキシーショックに対して、ステロイドの注射ですね、恐らくパチッと打つというのは、それは先生が打っていいということになっています。これに対する対策は、今現状区はどうなっているかということ。

対策委員会を各校でやってもらわざるを得ないけれども、どういうふうに運用するかということ、大事故が起こった場合、アナフィラキシーショックが起こった場合にはどういうふうになっているかという現状。命にかかわりますから、それは今どうなっているのですか。お願いします。

学務課長 各校におきましては、昨年度の事故を受けまして教育委員会で統一的なマニュアルを設置してございますが、ただ、さらに細かいところの運用というのは各校の実情に応じて、各校で工夫してやっているものでございますので、その運用行程を今一度見直して、全体のマニュアルにプラスする形で学校でもリスクを確認するというところでございます。

それから、2点目のアナフィラキシーショックでございますが、エピペンという注射でございます。

高野委員 エピペンですね。

学務課長 症状を和らげる注射でございますが、これはもともと対象児童が所持していて、打るというものでございます。

高野委員 子供が持っているのですか。

学務課長 子供が持っています。ただ、それは医師の指示に従って持っているものでございます。

高野委員 このごまの子も。

学務課長 この子は持っていませんでした。まだ、このときは医師は、この子自体に対してはエピペンの必要がないということで、医師の指示の下、まだ持っていませんでした。エピペンを持っている子は一部でございます。エピペンが必要な子は一部でございます。この子はその程度ではないということで持っていませんでした。今後は検討をするようでございますが、このときは持っていませんでした。なので、今回はエピペンは特に打つという必要はなかったわけですが、昨年度の調布の事故はエピペンを速やかに教諭が打つことに対し、ためらったという事情もあり、事故につながってしまったということですので、実際にどういうときに打つのか、教諭が知識をちゃんと深めておくということが必要でございます。

なお、東京都教育委員会で研修をもう既に行っておりまして、荒川区としても都教委の指示の下、今回新たに対象児童を持つ担任の先生と養護教諭等につきましては、必ず研修を受講するようということで、区役所内でも周知を徹底しているところでございます。

高野委員 わかりました。その前に、もっと重要なことは、荒川区ではどのくらいアレルギーのある子供がいるのかということ。それが大切で、そこから始まって、どういう種類のアレルギー、アレルギーな人が多くて、そしてこの人はどのアレルギーを持っているという。個人情報に値するから慎重な取扱いになるのかもしれないけれども、これは病気のことだからきちっとすべきで、トータルで何人いて、そばは何人いてとか。そういう情報は出せるのか、どういうときに校

医の先生に御相談するとか、そういうふうなことをして細心の注意を払わないといけない。事実そういうことをしているとは思いますが。

学務課長 資料の、後ろのペーパーの最後でございますが、24年度、これは昨年度の数字でございますが、荒川区内の小学校では248人、中学校では85人ございまして、これはもちろん詳細に把握はしてございます。どの子がどのアレルギーか全部学校側は把握しています。ただ、ちょっとここには資料がございませんので、それはちょっと……。

高野委員 対策が練られているんですね。あと学校の個人の子供たちの教育をすればいいわけですね、十分に。啓発をすればいいわけですね。

坂田委員 まず、対応につきましては、私としては何よりも児童に対して丁寧で迅速な対応をされたことと、それから、その後校長会を開かれたということと、それから公表に関しては私は事実を全て、迅速に公表するというのがこういう危機対応の大原則であって、それを実行されたということを、今回の対応としては非常によかったと考えております。

今もちょっと議論をされていた問題につきましては、基本的にこういう事故の問題については、要するにいろいろな分野で失敗学とかあるのですが、確認ミスというのが大多数を占めていて、その累計の一つであろうと思います。

それで、今おっしゃったように児童の問題もあるのですけれども、ただ、ほかにも先ほどのような非常に重篤な場合でも、やはり御家庭でも完全には防げないというふうな、私もアレルギーの友人がいますので、認識をしています。それから、もう一つは、今日の場合はジャージャー麺の場合は比較的わかりやすいと思うのですが、必ずしも中に何が入っているか、例えば給食のメニュー表を見ただけではわからないことがあるのではないかなど。ジャージャー麺は、上にごまが乗っているのでわかりますけれども。

学務課長 ごま油が……。

坂田委員 ごま油がかかっているとメニュー表にあればわかりますけれども、もっとわかりにくいものはいろいろあると思いますので。その辺のところは今回はそうだけれども、児童が注意してもわからないものもあるという想定は、やはり必要ではないかなど。

実際に目で見ただけでは、やはり本人も家庭もわからないケースもあるということまで想定して、対策を考える必要があるだろうと思います。

今、高野先生がおっしゃったお話で、確認に関して非常にかたくやろうとすれば、今度は個人情報とか、それから個人情報プラス児童の心の問題とかというところのせめぎ合いの問題がどうしてもあるだろうと。例えば、教室にわかるように張っておけば、どんな教諭が来たってそれはわかるわけですが、しかし、それはやはりそれによって得られることに比べて、やはりマイナスも相当あるかなというふうに思います。したがって、確認に関しては徹底的に行えという

ことであればできることはいろいろあるわけですが、一方でそのようなマイナスの効果のことも考える必要があると。

あと、例えばわかっているならば前日に親に連絡するとかという方法は、私が考えた中では、あり得るのかなというか、ちょっと現場がわからないので実効的かどうかわかりませんが、前日に親に連絡をする。若しくはメニューは月初に来ていますので、月初にしておくという方法は、比較的支障がないのかなという気がします。

以上です。

小林委員 今回の件なのですが、本当に大事に至らずによかったというのが本音でございます。本当に幾つかの不幸が重なって、こういったことが起こったのかなと思われるわけです。その後の対応に関しては、非常に迅速な対応、適切な対応であったと考え、また、今後5点にわたっての対応ということですので、万全の対応をぜひお願いしたいと思います。

これで見せていただきますと、アレルギー対応児童数が非常に増えているようです。小学校では既に248名ということで、もしかすると同じクラスの中でも、かなり複数の状態になってきているのかなという気がするのです。そうなりますと、なかなかほかの担任等に対しても対応がし切れなくなるといった事態が、今後生じてくる可能性もあるわけです。その中で、子供自身が自分で自分の身を守るというか、一種の安全教育的な形での教育が、今後は必要になるのではないのでしょうか。そういったことを含めて、対応をよろしくお願いいたします。

委員長 このワゴンの下段に配置したと書いてありますけれども、下段に配置した場合に、そのワゴン自体に除去食ありとかなしとかということが、なぜ明示されていなかったのですかね。

学務課長 2段のワゴンでは、これまでもなるべく除去食は上の段に置くというルールを学校内としてとっておりましたが、ただ、重いものを下に置いて、軽いものを上に置いて、これは過去に事故が、落下事故がございまして、熱いものとか重いものは下の方に置こうという。今回は軽いものを置いて、さらにもう一つの除去食のサラダがありまして、それを置いた段階で上がいっぱいになってしまって、下に置いたのが今回でございます。

あと、これは対応がもともと不十分だったところがあるのですが、ラップ上の付箋のみで青山先生がおっしゃったように、ワゴン台への掲載がなかったのは事実でございます。尾久第六小ではもう既にワゴン台につけるということを翌日からやっていますが、それまでやっていなかったものですから、青山先生がおっしゃったとおりでございまして、台にも張らせていただきました。

委員長 それから、この除去食があるということを、かわりの教諭は知っていたわけですね。

学務課長 4月の最初に除去食、校内の全児童、アレルギー対応の児童が何がアレルギーなのか、卵とか牛乳とか、そのリストは全教諭に配付してございます。あとメニューとして何が原料で入

っているかも配付してございます。ただ、いろいろな児童が、全体で19人いるものですから、どの児童が何かというのを専門の科目の教諭が、さらに今日のメニューの原料はというのは、そこまでは結びつかずにできませんでした。

委員長 頭には入らないと思うのです。そうではなくて、担任の教諭が体調不良で休みになりますね。その日の給食がありますね。そうすると、その場合に給食のときの担当教諭に、ふだんの担当教諭でない場合、つまり頭に入っていない人がかわりに行く場合に、これが知らせられることがシステムとして学校でないと、再びこの事故は私は起こると思います。

学務課長 それができておりませんでした。今回に関しては、当日の朝の連絡がされておらずで、こういう結果になって参りました。

委員長 それを連絡しなかった人が悪いのではなくて、あるいは気がつかなかった先生が悪いのではなくて、私たちが、教育委員会がそういうシステムをつくってない点に、私たちにも問題があるのではないですか、むしろここにいる教育委員会に。どうなのですかね、そういうシステムをつくってやらなければいけないのではないですかね。

坂田委員 私も、案の2がそういうものをクラスごとにシートとして用意をしておいて、それをそういう場合は必ず渡すという仕組みにするというのが有効ではないかなと。今、青山先生もおっしゃったように、担任は非常に多忙なので、直前に明示的にやらない限りは、僕は実効性は非常に難しいと。例えば私の子供でもいつも言っていて、担任の先生は必ずしも正しいことを連絡してくれるわけではなくて、日にちを間違えてしまうとかということは、そこそこ回数があるのです。それはもうやむを得ないと思いますので、今、青山先生がおっしゃったように大きく張り出す、親に言う、それからそういう場合、先生が変わった場合は必ずこれを渡すというシステム、それくらいでないとは実際は難しいかなと。

委員長 つまり、教諭不在の時間が生じたというのも一つあるのです。これも例えば誰かほかの子がほかの理由で体調が悪くなったりして、教諭がいなくなるということは当然あり得るわけです。仮に担当の教諭がいたとしても。だから、今回いろいろ重なったと言うけれども、1個があってもだめだったかもしれないのです。重なったからではないのです。問題は、あり得ることなのです。担任教諭が休暇をとった、教諭の不在の時間があつたと。ワゴンの下段に配置されたと。どれもあり得ることなわけです。だから、これはそれぞれの教員が、誰の教員にミスがあつたわけでもないわけです。そうではなくて、給食、これだけアレルギーの子がこんなにいるのに、それに対して私たちが教育委員会として、そういう事故を防止するシステムをとっていなかったと。去年1回、こういう事件があつたにもかかわらず私たちはとっていなかったという点に、問題があるのではないですかね。これは教育委員会の問題だと私は思うのです。あるいはもっと正確に言うと、教育委員会事務局の問題だと思うのですけれども、どうですか。そういうシステムをつ

くっていないのです、私たちは。去年もこんな議論をしたのに。

高野委員 いわゆるマニュアルですか、除去食を運ぶ際の。もう一つ、いいですか先生。マニュアルをつくるのは大切だと思いますし、チェックを配膳室がきちっとして、それからつくって配って、もう一回生徒に食べさせるときにダブルチェックできるか、なるべくそういう機構をうまくつくってあげると、教育委員会で指示してあげると、今の青山先生の御指摘は解決されると思うのです。

そして、子供たちに対するアレルギーに対しての怖さも対策委員会が教える。それを三所攻めでいかないとだめかもしれないですね。

委員長 つまり、まず担任の先生は把握していると思います。ただ、多忙で不在になるというケースは当然考えられるわけです。それから、一方、この給食を提供する側から言ったら、これはアレルギーを全て把握しているし、食材も全て把握しているわけですから、まず調理の扉を出た時点では、誰がこれを食べてはいけないということを知っている。だから、除去食があるわけです。だからこのことについて、それを受け取って配膳、あるいは配る人たちがそのときに担当教諭であろうが、かわりの教諭であろうが、たまたま何か事故だの事件だのがあって、担当、あるいはそこにいる先生がいなくて、児童が親切で持っていったにしようが、とにかく除去食の存在が、そのワゴンに接する人が誰でもわかるという状態にしてやるという、そういうシステムをつくってやるのが、私たちは必要ではないかと思えますけれども、どうですか。

教育長 まさにそのとおりだと思ってございます。特定の要因が重なって起こった不幸な事故だということで、片づけてはいけないと思っております。今、委員長がおっしゃったように、それがどうやっても起こり得ないシステムにしていかななくてははいけません。ですから、例えば今後検討をしますけれども、今まで往々にして、その児童がよかれと思って先生がいなくて給食の配膳をしてしまうというようなこともあったようなのですけれども、きちんとその給食の配膳をするときには、先生が立ち会うようにする。そして配膳をする際には、きちんとその日のアレルギー食、除去食の有無、そしてそのアレルギー除去食を、どの児童に配膳すべきかということ、誰でもがわかるそういったシステムをつくっていかなくてははいけません。それによって、今回大事に至らなかったわけですが、事故の教訓をいかすことができるのかなと思っておりますので、おっしゃられるように、昨年度、反省してマニュアルをつくりましたがまた同じような事故が繰り返されたということについては、これは率直に申し上げてそれが不十分だったと言わざるを得ません。今回については、実は、この教育委員会の後、アレルギー対策委員会を立ち上げるのですけれども、根本的に考え直さなくてははいけないと思いました。

高野委員 もう一つ、今の考えをするときに、今後、女子栄養大学と非常に懇意にしていますね、食事の指導を受けていますから。女子栄養大学の人に考えを聞くとか、そして対策委員会に入っ

ていただくか、あるいは校長会とか、みんなを集めて講演していただくとか、ぜひ活用しましょうよ、女子栄養大学も。対策委員会に入ってくれば一番いいのしょうけれども、それで、マニュアルを最新のものをまた教えていただくとか。ぜひよろしくをお願いします。

坂田委員 あと1点よろしいですか。

マニュアルの話は、どうしても傾向としていろいろ細かく書いてしまうところがあるのです。一般論として、あまり複雑なマニュアルはかえって実効性を持たないと。したがって、複雑にする方向ではなくて、もちろん対策がシンプルで誰でも記憶しやすいようなことを考えたほうが、よろしいのではないかと考えております。

それから、もう1点、こういう事故について過去にもいろいろなところでいろいろな事例があると思うのですけれども、そういうのをどのくらい把握されているのか。実は、このもう一つ新宿区のケースがありますけれども、この話については今ここで上がった対策を全部講じても防げない。非常にわかりやすいケースなのです。もともとエビを入れてしまって、入れていないはずのものを入れてしまっているから、これは防げないわけです。それで、一つのケースだけを見ると、今起こったケースは完璧に防げるかもしれないけれども、ほかのケースもあり得るわけで、世の中確認ミスが起こる原因のもう一つの要素は、そういういろいろなタイプの確認ミスがある。若しくはどの段階かというのもいろいろなケースがあるので、対策委員会で議論をしていくに当たっては、できればやはり過去の事例を集めて、そこで考えたことが例えばケースが30あったとして、30のうち幾つ防げるかというか、30に対して対応できているかどうかのチェックというのは、やはり有効ではないかなと。

今のこの新宿区のケースというのは典型的に、先ほど私が挙げた三つでも防げないのです。でも、人間の想像力というのは限界があるので、過去のケースを参考にするというのはそういう意味で非常に有効ではないかと考えます。

委員長 ある意味、新宿区のケースの方が深刻ですよ。

坂田委員 深刻です。

委員長 調理員が間違えてしまった。だから、調理員がアレルギーの子供について把握していないわけですから、これは非常に、調理現場でそうなのですから。

坂田委員 把握をしていたのか、若しくはこれを読んでいると、把握しているのだけれども間違えて入れてしまったということもあり得ると思うのですね。

委員長 それも、責任者も確認せず、栄養士は見えなかったと書いてありますけれども、いろいろな意味でそういう調理現場の中にも問題があるというケースですね。

坂田委員 あり得るということですね。

委員長 もう一つ、対策委員会は誰によって構成されているのですか。

学務課長 教育委員会の対策委員会でございますが、教育部長として高梨教育長に筆頭として入っていただくことを検討しておりまして、その他教育委員会内の管理職で構成し、さらには荒川区の保健所の医師の資格を持つ課長が健康推進課長を兼務してございますが、この職員にも入ってもらおうと考えております。

委員長 私は、対策委員会をつくることは否定しないのですけれども、問題は、今すぐできる対策というのがあると思うのです。今すぐできる防止対策を、私は現にそれが行われていなかったことが明らかで、今、坂田委員から指摘があったように、新宿のような全然違うケースもあるわけですから、そういったことについては誰がどう考えたって、今すぐ委員会を開かなくたって、課長判断でやれというべきことがあるのです。それを私が対策委員会という対応の危険性というのは、結局、それで対策が遅れるとか、まさに今言ったようないろいろと網羅的に対策を示すことで終わってしまう危険性があるので、こんなものはむしろ逆に危機管理の問題ですから、委員会が合議制度でやるべきことではないのです、本来は。

とはいえ、ラインだけでやったら気がつかないこともあるでしょう。専門家の意見を聞いた方がいいこともあるでしょう。それはそれで対策委員会にチェックしていただければいいので、私は課長がどんどん指示したほうがいいと思います。

坂田委員 先ほど、まさにもう実行されたようなことというのは、誰がどう考えてもいいこと。個人情報問題は多少あるにしても、入っていますというふうに、名前を書かなければ問題ないはずなので、そこまではもう指示されたらいいと思います、全校に。

委員長 さらに言うと、はっきり言って、去年の事故があったのに、学校現場は対応していなかったということが明らかになったので、そのことに対して、教育委員会は危機意識を持つべきだと私は思います。再び事故が起こっているのです、私たちのところでは。ということは、学校現場に何かを指示してもそれが実行されていないということなのです。と言うことはどういうことかということ、非難しているのではないのですよ。それぞれの教員にはミスはなかったかもしれないけれども、システムに問題があったということが明らかになっているわけで。だとすれば、私たちは各学校に対して、具体的な指示をして、その後それが実行されているかどうか教育委員会事務局としてチェックするべきです。

そうでないと、対策委員会で指示を出したり、教育委員会として指示を出したって、あるいはまた現場を見てみないと盲点があるかもしれない。はっきり言って、ここでもう一回このような事故、我が教育委員会として起こしたら、これは相当教育委員会として問題だと私は思います。

高野委員 アレルギー除去食がたくさんある学校に行って、その実態を視察してみるとということも必要になりますね。

委員長 課長や係長が行って、抜き打ちで給食がどういうふうに提供されているか、除去食がど

のように扱われているかとか、そういったことを抜き打ちで検査をしたほうがいいですよ、こんなことがあったなら。

高野委員 現場を知らないとだめかもしれませんね。

委員長 指示しただけで終わりと考えないほうがいいですよ。それから、もう一つは、実態を見れば私たちがここで想像していない問題点もあるかもしれないですよ。

坂田委員 対策委員会なのですけれども、保健所に入っただけのは非常にいいことなのですが、事前にどういう注意事項があるかとか、それから起こったら事後にどうするかというところはいいのですが、中身、先ほど申し上げたように確認ミスとかという問題というのは、これはプロセスの問題なのです。だから、医師とか言っても実はその人たちは専門家では全然ないので、例えば学校で現在やっておられる人から意見を聞くとか。プロセスを指示しても実は学校側に問題がなくて例えばマニュアルに書いていることが実務上非常に難しいとかいうケースもあり得るわけで、プロセスのところの検討がやはり重要ではないかと思うので、その辺のところを実際に担任されて給食指導されている先生から、どう思われるかとか、給食をつくっている方から見ると、どう思うかとかというようなプロセスのヒアリングといいますが、そういうことが重要だと思うのです。

これはだから、実はこういう事故に関してはほかのものについてもそれは同じでして、そこは医師がわかるとか、工学の専門家がわかるとかそういう問題ではないのです。

委員長 これはやはりラインでビシッと注意を喚起すると。それから、システムを改善して、こういった事故が起きないようにそういうシステムづくりをしてやるということが、私は事務局側に必要だと思うのです。

それから、あともう一つは、学校の先生方はとにかく忙しいですから、はっきり言って給食が仕事の主流ではないですから。はっきり言えば頭の中がもっとほかのことでいっぱいなわけですから、そういう中でこういう事故を起こさせないように職場のシステムというのを、つくってやるということが教育委員会の事務局の仕事だと思うのです。もう一つ言うと、学校の先生は教育の専門家ですけれども、その教育行政をやっている人たちというのは行政の専門家ですから、そういうリスクを防ぐための想像力とか、配慮だとか、経験は、教員よりも失礼ながらはるかに事例は豊富に持っているはずなのです。そういうあるいはさっき坂田委員がおっしゃったような、ほかにアレルギー関係の事故というのはよくあるわけですが、そういう事例なんかもこっちは把握しているわけです。

だから、そういったものを駆使して、彼らが学校の先生方が、あるいは調理現場がそういったことに対して、そういうほかのことで頭がいっぱいな中でも対応できるようなシステムを、私たちがつくってやる必要があると思うのです。

高野委員 そうか。先生、本当に考え方を変えないといけないということですね。例えばいじめの問題とか、今日のアレルギーの問題、こういうものは先生方にとっては言葉はちょっと難しいですけども、それをサポートするのが本来は教育委員会であるということになりますね。そういうことを先生は主張なさっているのですね。僕はそういう考え方、もうちょっとお上の考え方だったものですから啓発されました。そうですね。僕たちが決めたからこうやりなさいよではなくて、働きやすい環境をつくってあげるのが教育委員会であると。

坂田委員 高野先生のおっしゃる考え方にも大賛成で、先週も土曜日が学校公開日だったので、1時間目から4時間目までずっと様子を見て、別に先生の様子を観察しているわけではないですが、ずっといましたけれども、かなり忙しいのですね。あのレベルで日によっては6時間までありますから、6時間目まであの調子で授業をされると、これはかなり疲れるのですね。確認ミスが起こる要因の非常に大きなケースは疲れ、疲労。先生は病院なので、やはり看護師の交代時期とかが多いと思うのですけれども、要注意だと思うのですが、その交代時期だと疲れているときがかなりあり得るので、現場はやはりそういう負荷が非常にかかっている状態にありますから、そういう現場で実行可能なことにしなければいけないと考える。

したがって、複雑なマニュアルというのは、そういう現場においては実行するのに私は一般には非常に難しいと。さっき、対策を学務課長がとられたように、張り出すというような方法というのは、非常にシンプルで簡易な方法ですから、実際上は非常に有効ではないかなというふうに考えます。

高野委員 本当に先生方を働きやすくする教育委員会、システムづくりの標語と、荒川区の標語と同じになってきますね。そうですね。わかりました。

教育長 本当に教育委員長を始め、貴重な御意見に私も心に響くというか即やらなくてはいいないと感じました。翌日には臨時の校長会を開いて、改めて徹底するよということとは指示したのですけれども、あまり学校を追い込んでということも考えたきらいもありました。

高野委員 指示ではなくて、協力しますから、どういうふうにしましょうかの方がいいのかもしれないですね、幸福をつくるシステムづくり。区政はそういうものであるという。

教育長 学校側もこういった新しいシステムによって、よりわかりやすく先生たちの御負担も少なくなつて、自分たちが給食を提供しやすいと、安心して子供たちに給食を食べさせられるということに確信を持てるような、そういった配膳の仕方、児童への給食の提供の仕方をぜひつけていきたいと思えます。

高野委員 頑張りましょう、それで。

小林委員 そうですね。新学期で本当に先生方も御負担が多い中ですので、現場の先生方の御意見を聞きながら、やり方を考えていただければと思います。

それと質問なのですが、献立表が配布されますね。

学務課長 そうですね。月の初めには。

小林委員 家庭に配布されますけれども、それはそのときに除去食がというのはわかるのですか。

教育長 食材がわかりますからね。

学務課長 それぞれに個別に栄養士の方で作成しまして、保護者の方に連絡してございます。毎月1回、この日は4月23日で申し上げますと、23日火曜日、ジャージャー麺のごま油を除去、ワカメサラダのごまごま油を除去と。これが1カ月分まとまった掲載をします。

小林委員 そうすると一言、すでになされているかもしれませんが、御家庭の方で声かけをしていただけるといいですね。

教育長 そうですね。ただ、御家庭とか児童の責に負わすようなことは、できにくいと思います。

高野委員 失礼しました。教育委員会の今後のあり方まで話してしまって。でも、大変な重要な、大変意義のある話し合いだったと思います。ありがとうございました。

委員長 では、続いて第66回都民体育大会春季大会の代表選手団結団式について説明をお願いします。

社会体育課長 都民体育大会春季大会の代表選手団の結団式について、御説明させていただきます。

骨子でございます。

荒川区民体育大会等に出場し、優秀な成績を上げた者、又は各競技団体の推薦により選出した代表選手に対し、都民体育大会の推薦状を交付するとともに、活躍を期待し、激励することを目的に、結団式並びに壮行会を行うものでございます。

こちらは毎年行っておるものでございます。内容でございますが、今回の開催日時は5月9日木曜日の午後7時から行わせていただきます。会場はサンパール荒川3階の小ホールでございます。主な内容でございますが、主催者、来賓等にごあいさついただいて、その後推薦状を授与いたします。そして体育協会の表彰がございまして、その後選手団の紹介、その後壮行会という形で軽い軽食をもって、各選手並びに団長から一言ずつあいさつ等をいただいております。

出席予定者でございますが、来賓としまして区議会議員、衆議院議員、都議会議員、選手団団長でございます。主催者は区長、教育委員会、教育委員会を代表しまして教育長に御出席をお願いしております。また体育協会も主催者の一員になっておりますので、体育協会の会長でございます。また、体育協会からも役員が出席する予定です。また、各加盟競技団体の団長、また各団体の監督、代表選手、そして今回春季大会ではございますが、併せて夏季大会、冬季大会の出場選手も招待という形になっております。夏季大会は水泳大会、冬季大会はスキー大会並びに駅伝

大会でございます。また、体育協会表彰を受けられる被表彰者の個人と団体も出席予定をしております。

なお、参考でございますが、今回の都民体育大会全体の大会でございます。こちらは5月5日の日曜日から6月22日までが春季大会の日程となっております。

なお、5月19日日曜日に東京体育館で開会式が行われますので、そのときには荒川区の体育協会からも出席いたします。競技数は全体で男子で21競技、女子で12競技、そのうち荒川区は全部はやはりエントリーできませんので、男子で言えば16競技、女子は8競技となっております。

以下、公開競技、移行競技、公開演技という形で、全体の都民体育大会が行われる予定になっております。

なお、成績でございますが、昨年度は荒川区は男子で総合は53地区のうち39位、女子は53地区中42位となっております。

説明は以上でございます。

委員長 ありがとうございます。質問等がございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 なければ、予定しておりました事項は以上ですが、事務局から連絡事項等がございますか。

教育総務課長 御手元の方に、教育委員会の日程を配らせていただきました。前回の委員会のお話をお話させていただきましたとおり、日程等の変更がございますので、大変恐縮でございますけれども、後ほど確認の方をよろしくお願いいたします。

私からは、以上でございます。

委員長 ありがとうございます。ほかに何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 なければ、以上で教育委員会第8回定例会を閉会します。

了